

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(骨子)

令和2年4月7日 政府対策本部改定

【全般的な方針】

- 情報提供・共有及びまん延防止策による感染拡大速度の抑制
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供による重傷者、死亡者の発生抑制
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策による社会・経済機能への影響阻止
- 地域での感染者の発生が抑制された場合における強化した対策の緩和

【対策の実施に関する重要事項】(特に、県・市町村の役割)

(1) 情報提供・共有

- ・ 政府・各省庁との緊密な情報連携による、様々な手段を活用した住民に対する独自メッセージの配信と注意喚起
(日常生活の場における「三つの密」の回避、国民の落ち着いた対応の呼びかけ)

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 医師が必要と認める検査の実施と、分析結果の定期的な公表

(3) まん延防止

- ・ 「三つの密」の同時重複となる集まりに対する自粛協力の強力な依頼等
- ・ リスク対応が整わない全国的・大規模なイベントに対する慎重な対応の依頼
- ・ オーバーシュートの予兆がある地域における、期間を示した上での外出・イベント開催の自粛についての迅速な協力要請
- ・ 「三つの密」の回避やクラスター対策、接触機会低減等、まん延防止策の徹底
- ・ 積極的疫学調査による濃厚接触者に対する健康観察・外出自粛の要請
- ・ 飲食店等に対する「三つの密」の回避措置の呼びかけ
- ・ 職場内における「三つの密」の回避、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の積極活用、有症状時の出勤免除等の強力な呼びかけ

(4) 医療

- ・ 厚生労働省との協力による、感染拡大状況に応じた柔軟な医療提供体制及び、感染者の大幅な増加を見据えた医療提供体制の確保
- ・ 医療機関、高齢者施設等に対する、「三つの密」の回避徹底、面会の一時中止、通所サービスなどの利用制限等の施設内感染防止対策の周知徹底

(5) 経済・雇用対策

- ・ 政府が行う経済財政政策を活用した、様々な形態で働く者の雇用や生活の維持と中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続のための制度整備

(6) その他重要な留意事項

- | | |
|----------------|-------------|
| 1) 人権等への配慮 | 2) 物資・資材の供給 |
| 3) 関係機関との連携の推進 | 4) 社会機能の維持 |
| 5) 緊急事態宣言後の取組 | 6) その他 |